

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課)

ページ

号外 (5) 平成二十六年 四月 一日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三一般国道四十一号の項に次のように加える。

高山市上切町一九五番一地先から
同 市国府町金桶字下ノ段三八六番一地先まで

別表第三一般国道百五十六号の項に次のように加える。

岐阜市日野南五丁目二七番地先から
同 市岩田西三丁目一三七番地先まで

別表第三一般国道百五十八号の項に次のように加える。

一般国道百五十八号
(側道)
高山市上切町九〇二番一地先から
同 市同 町八八六番一地先まで

高山市上切町一八二六番三地先から
同 市同 町八八六番一地先まで

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十六年四月一日

高山市上切町八八六番一地从先から 同 市同 町九〇二番一地从先まで
高山市上切町八八六番一地从先から 同 市同 町一八二六番三地从先まで

別表第三一般国道二百五十八号の項中「海津郡南濃町境官有無番地」を「海津市南濃町境官有無番地」に改め、同表県道岐阜垂井線の項中「安八郡墨俣町大字墨俣字下町官有無番地」を「大垣市墨俣町大字墨俣字下町官有無番地」に、「大垣市旭町一丁目九番一」を「同 市旭町一丁目九番一」に改め、同表各務原市道の項に次のように加える。

各務原市前渡東町四丁目一八六番一地从先から
同 市同 町同丁目一三番一地从先まで

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社